

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
おとす)

◇規 則 鳥取県魚介類行商条例施行規則

規 則

鳥取県魚介類行商条例施行規則をここに公布する。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県魚介類行商条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県魚介類行商条例（昭和四十年三月鳥取県条例第九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第二条 条例第二条第一項の規定による魚介類行商の許可を受けようとする者は、様式第一号による許可申請書を知事に提出しなければならない。（許可の有効期間）

第三条 条例第二条第二項の規定による許可の有効期間は、別表第一のと

おりとする。

(許可の基準)

第四条 条例第三条の規定による許可の基準は、別表第二のとおりとする。

(標識のはり付け)

第五条 知事は、魚介類行商の許可をしたときは、当該許可に係る営業用の容器の見やすい箇所に様式第二号による標識をはり付けるものとする。

(行商鑑札の様式)

第六条 条例第四条の規定による行商鑑札は、様式第三号による。

(行商鑑札の再交付の申請)

第七条 条例第七条の規定により行商鑑札の再交付を受けようとする者は、様式第四号による再交付申請書を知事に提出しなければならない。

(魚介類等の取扱いの基準)

第八条 条例第九条の規定による魚介類等の取扱いの基準は、別表第三のとおりとする。

(許可申請書の記載事項の変更の届出)

第九条 魚介類行商者は、第二条の規定による許可申請書の記載事項に変更を生じたときは、様式第五号による変更届を知事に提出しなければならない。

(廃業の届出)

第十条 魚介類行商者は、魚介類行商を廃業したときは、十日以内に様式第六号による廃業届を知事に提出しなければならない。

(証票の様式)

第十一条 条例第十条第二項の規定による証票は、様式第七号による。

(書類の経由)

第十二条 この規則に規定する書類を知事に提出しようとするときは、正副二通を作成し、魚介類行商者の住所を管轄する保健所（その住所が県外の場合は、その魚介類行商者が主として行商を行なう区域を管轄する保健所）を経由して提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一

許 可 月 日	有 効 期 間
一月一日から 一月三十一日までの間	許可の日から二年目の一月三十一日まで
二月一日から 七月三十一日までの間	許可の日から二年目の七月三十一日まで
八月一日から十二月三十一日までの間	許可の日から三年目の一月三十一日まで

別表第二

- 一 容器は、金属製又は合成樹脂製のもので内外面が平滑なものであること。
- 二 容器は、完全なふたがあり、及び底部にはずして洗浄できる金属製又は合成樹脂製のものがあつて汚水が鮮魚介類及びその加工品に接触しない構造であること。
- 三 鮮魚介類及びその加工品を同一容器に収容する場合にあつては、容器は、鮮魚介類と加工品を区別して収納する構造であること。

別表第三

- 一 標識をはり付けてある容器以外の容器を使用しないこと。
- 二 容器器具は、常に清潔に取り扱い、行商後は、必ず洗浄消毒し、衛生

的に保持すること。

三 鮮魚介類及びその加工品は、直接相互に触れないよう容器を別にするか、又は区画して収納すること。

四 鮮魚介類及びその加工品は、器具を用いて取り扱うこと。

五 器具は、鮮魚介類用及びその加工品用にそれぞれ区別すること。

六 鮮魚介類及びその加工品の販売に必要があるとき以外は、容器のふたを密閉しておくこと。

七 行商中は、水を用いるなど常に鮮魚介類及びその加工品の鮮度保持に努めること。

八 行商中は、鮮魚介類及びその加工品の処理又は調理をしないこと。

九 伝染性の疾病にかかっている者及び化のう性疾患（汚染防止の措置がとられている場合を除く。）のある者は、行商に従事しないこと。

様式第一号

取 入 証 紙
はりつけ處

魚介類行商許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者名)

生年月日

魚介類行商をしたいので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第2条の規定により申請します。

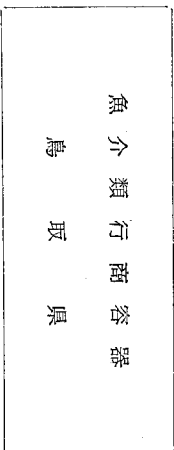
営業に従事する者の住所	氏名	生年月日	行商者の関係	備考

許可の有効期間満了の際は、現に受けている許可年月日、許可番号

年 月 日 第 号

- 備考 1 営業に従事する者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。
- 2 申請者が法人の場合は、定款1部を添えること。

様式第2号



備考 大きさは、縦3センチメートル、横6センチメートルとする。

様式第3号

(表 面)

鳥取県	保第	号
鳥取県魚介類行商鑑札		
住所	氏名	生年月日
交付年月日	年月日	日まで
有効期限	鳥取県	印

写真
はりつけ欄
(契 印)

(裏 面)

鳥取県魚介類行商条例(抜粋)

(行商鑑札の携行義務)
第4条 魚介類行商を営む者(以下「魚介類行商者」という。)又はその従業者は、営業に従事するときは、規則で定めるところにより知事が交付する行商鑑札を携行しなければならない。

(行商鑑札の貸与等の禁止)
第5条 魚介類行商者又はその従業者は、行商鑑札を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。

(遵守事項)
第9条 魚介類行商者又はその従業者は、販売の用に供する魚介類、営業用の容器器具その他の取扱いについては、規則で定める基準に従い、衛生的に行なわなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横10センチメートルとする。

様式第4号

魚介類行商鑑札再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者名)

生年月日

下記のとおり魚介類行商鑑札を亡失(き損)しましたので、鳥取県魚介類行商条例第7条の規定により行商鑑札の再交付を申請します。

記

- 1 鑑札番号 第 号
- 2 鑑札を亡失(き損)した理由
- 3 鑑札を亡失(き損)した営業に従事する者の住所、氏名及び生年月日
- 4 亡失(き損)年月日

備考 1 鑑札をき損したときは、その鑑札を添えること。

2 営業に従事する者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。

様式第5号

魚介類行商許可申請事項変更届

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者名)

生年月日

下記のとおり魚介類行商許可申請事項に変更がありましたので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

備考 1 変更事項が新たな営業に従事する者に係る場合は、営業に従事する者の住所、氏名、生年月日及び行商者との関係を記入し、その者の写真(3月以内に撮影したライカ判上半身のもの)1枚を添えること。

2 従事者が営業に従事しなくなったときは、その者に係る行商鑑札を返納すること。

様式第6号

魚 介 類 行 商 廃 業 届

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所

(法人にあつては、事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)
 下記のとおり魚介類行商を廃業しましたので、鳥取県魚介類行商条例施行規則第10条の規定により届け出ます。
 記

- 1 廃業年月日
 - 2 廃業の理由
- 備考 行商鑑札を添えること。

様式第7号

(表)

面)

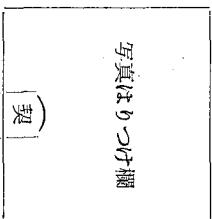
第 号 職 氏 名 年 月 日 生

鳥取県魚介類行商条例第10条の規定による
 鳥取県魚介類行商検査員証

年 月 日 発行
 鳥取県知事 印

(裏)

面)



鳥取県魚介類行商条例 (抜粋)

(報告及び検査)

- 第10条 知事は、この条例施行のため必要があると認めるときは、魚介類行商者から必要な報告を求め、又は当該職員をして検査をさせることができる。
- 2 前項の職員が検査を行なうに当たつては、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

この証票を携帯する者は、鳥取県魚介類行商条例に基づき検査を行なうものであり、その関係条文は次のとおりである。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横12センチメートルとする。